

消費税法施行令等の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(消費税法施行令の一部改正)

第一条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

(有価証券に類するものの範囲等)

第九条 法別表第一第二号に規定する有価証券に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第十五号まで(定義)に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利(これらの有価証券が発行されていないものに限るものとし、電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項(定義)に規定する電子決済手段をいう。第四号及び第四項並びに第十一条において同じ。)に該当するものを除く。)
- 二・三 省略
- 四 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権(電子決済手段に該当するものを除く。)

2・3 省略

4 法別表第一第二号に規定する支払手段に類するものとして政令で定めるものは、電子決済手段、資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産及び国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権とする。

(物品切手に類するものの範囲)

第十一条 法別表第一第四号ハに規定する政令で定めるものは、役務の提供又は物品の貸付けに係る請求権を表彰する証書及び資金決済に関する法律第三条第一項(定義)に規定する前払式支払手段に該当する同項各号に規定する番号、記号その他の符号(電子決済手段に該当するものを除く。)とする。

(有価証券に類するものの範囲等)

第九条 同上

- 一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第十五号まで(定義)に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利(これらの有価証券が発行されていないものに限る。)

二・三 同上

四 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権

2・3 同上

4 法別表第一第二号に規定する支払手段に類するものとして政令で定めるものは、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項(定義)に規定する暗号資産及び国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権とする。

(物品切手に類するものの範囲)

第十一条 法別表第一第四号ハに規定する政令で定めるものは、役務の提供又は物品の貸付けに係る請求権を表彰する証書及び資金決済に関する法律第三条第一項(定義)に規定する前払式支払手段に該当する同項各号に規定する番号、記号その他の符号とする。

(療養、医療等の範囲)

第十四条 法別表第二第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 九 省 略

十 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)に規定する主務省令で定める施設への入所又は同項に規定する指定医療機関への入院に係る医療

十一 十三 省 略

十四 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二条第一号(定義)に規定する被収容者、同条第二号に規定する被留置者、同条第三号に規定する海上保安被留置者、同法第二百八十八条(労役場留置者の処遇)に規定する労役場留置者若しくは同法第二百八十九条第一項(被監置者の処遇)に規定する監置場留置者又は少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第二条第一号(定義)に規定する在院者若しくは同法第三百三十三条第三項(仮収容)に規定する少年院に仮に収容されている者若しくは少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第二条第二号(定義)に規定する在所者に係る医療

十五 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十二条第二項(応急の救護)の規定に基づく救護又は同法第八十五条(更生緊急保護)の規定に基づく更生緊急保護に係る医療

十六 二十四 省 略

(社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲)

第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法第七条第一項(児童福祉施設)に規定する児童福祉施設を経営する事業として行われる資産の譲渡等(法別表第一第七号ロに

(療養、医療等の範囲)

第十四条 同 上

一 九 同 上

十 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)に規定する厚生労働省令で定める施設への入所又は同項に規定する指定医療機関への入院に係る医療

十一 十三 同 上

十四 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二条第一号(定義)に規定する被収容者、同条第二号に規定する被留置者、同条第三号に規定する海上保安被留置者、同法第二百八十八条(労役場留置者の処遇)に規定する労役場留置者若しくは同法第二百八十九条第一項(被監置者の処遇)に規定する監置場留置者又は少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第二条第一号(定義)に規定する在院者若しくは同法第三百三十三条第三項(仮収容)に規定する少年院に仮に収容されている者、少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第二条第二号(定義)に規定する在所者若しくは婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号)第一条(婦人補導院)に規定する婦人補導院の在院者に係る医療

十五 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十二条第二項(応急の救護)(売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)第二十六条第二項(仮退院中の保護観察)において準用する場合を含む。)の規定に基づく救護又は更生保護法第八十五条(更生緊急保護)の規定に基づく更生緊急保護に係る医療

十六 二十四 同 上

(社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲)

第十四条の三 同 上

一 児童福祉法第七条第一項(児童福祉施設)に規定する児童福祉施設を経営する事業として行われる資産の譲渡等(法別表第一第七号ロに

掲げるものを除く。)及び同項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定するもの

二七 省 略

八 前各号に掲げるもののほか、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同項に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所及び共同生活援助に係るものに限る。）その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号に掲げるものを除く。）のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用が国又は地方公共団体により負担されるものとして内閣総理大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

（身体障害者用物品の範囲等）

第十四条の四 法別表第一第十号に規定する政令で定めるものは、義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子その他の物品で、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として内閣総理大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2 法別表第一第十号に規定する政令で定める資産の譲渡等は、同号に規定する身体障害者用物品の譲渡、貸付け及び製作の請負並びに同号に規定する身体障害者用物品の修理のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

（輸出物品販売場における免税販売手続等）

第十八条 省 略

2 法第八条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品以外の物品（以下この条、次条第二項及び第十八条の三第一項において「免税対象物品」という。）とする。

一 省 略

二 通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品

掲げるものを除く。)及び同項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

二七 同 上

八 前各号に掲げるもののほか、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同項に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所及び共同生活援助に係るものに限る。）その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号に掲げるものを除く。）のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用が国又は地方公共団体により負担されるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

（身体障害者用物品の範囲等）

第十四条の四 法別表第一第十号に規定する政令で定めるものは、義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子その他の物品で、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2 法別表第一第十号に規定する政令で定める資産の譲渡等は、同号に規定する身体障害者用物品の譲渡、貸付け及び製作の請負並びに同号に規定する身体障害者用物品の修理のうち厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

（輸出物品販売場における免税販売手続等）

第十八条 同 上

2 同 上

一 同 上

二 通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品

類その他の消耗品（以下この条及び第十八条の三第一項において単に「消耗品」という。）に該当するものであつて、その免税購入対象者（法第八条第一項に規定する免税購入対象者をいう。以下この条、次条第二項及び第十八条の三第一項において同じ。）に対して、同一の輸出物品販売場（法第八条第七項に規定する輸出物品販売場（同条第九項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。）をいう。以下第十八条の四まで及び第十八条の五第二項第一号口において同じ。）において同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額（法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。第十八条の三第一項において同じ。）の合計額が五十万円を超えるもの

3 18 省 略

（輸出物品販売場の許可に関する手続等）

第十八条の二 法第八条第七項の許可を受けようとする販売場を經營する事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。ただし、次項第二号に規定する手続委託型輸出物品販売場に係る同条第七項の許可を受けた事業者が、当該許可に係る特定商業施設内においてその販売場を移転するときは、この限りでない。

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、次の各号に掲げる輸出物品販売場の許可の区分に応じ、法第八条第七項の許可をし、又は当該各号に定める要件を満たさないうときは、その申請を却下する。

一 当該販売場において免税購入対象者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続が、当該販売場においてのみ行われる輸出物品販売場（第三号に規定する自動販売機型輸出物品販売場を除く。以下この条、次条第一項及び第十八条の五において「一般型輸出物品販売場」という。）の許可 当該販売場が次に掲げる要件の全て（基地内輸出物品販売場にあつては、イ及びハに掲げる要件）を満たすこと。
イ 法第八条第七項各号に掲げる要件の全てを満たす事業者が經營する販売場であること。

二・三 省 略

ロ・ハ 省 略

類その他の消耗品（以下この条及び第十八条の三第一項において単に「消耗品」という。）に該当するものであつて、その免税購入対象者（法第八条第一項に規定する免税購入対象者をいう。以下この条、次条第二項及び第十八条の三第一項において同じ。）に対して、同一の輸出物品販売場（法第八条第六項に規定する輸出物品販売場（同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。）をいう。以下第十八条の四まで及び第十八条の五第二項第一号口において同じ。）において同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額（法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。第十八条の三第一項において同じ。）の合計額が五十万円を超えるもの

3 18 同 上

（輸出物品販売場の許可に関する手続等）

第十八条の二 法第八条第六項の許可を受けようとする販売場を經營する事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。ただし、次項第二号に規定する手続委託型輸出物品販売場に係る同条第六項の許可を受けた事業者が、当該許可に係る特定商業施設内においてその販売場を移転するときは、この限りでない。

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、次の各号に掲げる輸出物品販売場の許可の区分に応じ、法第八条第六項の許可をし、又は当該各号に定める要件を満たさないうときは、その申請を却下する。

一 同 上

イ 法第八条第六項各号に掲げる要件の全てを満たす事業者が經營する販売場であること。

二・三 同 上

ロ・ハ 同 上

3 手続委託型輸出品販売場に係る法第八条第七項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る特定商業施設内においてその販売場を移転するときは、その移転する日の前日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 5 6 省 略

7 第二項第二号に規定する承認免税手続事業者とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）で、一の特定商業施設内に免税手続カウンターを設置することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けた者をいう。

一・二 省 略

三 当該事業者が、法第八条第八項の規定により輸出品販売場の許可を取り消され、又は第十項若しくは第十八条の四第七項の規定により承認免税手続事業者若しくは同条第四項に規定する承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

8 5 10 省 略

11 税務署長は、法第八条第八項の処分若しくは第二項の処分又は前二項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

12 省 略

13 第八項の申請書（前項の規定の適用を受けるものに限る。）を提出する承認免税手続事業者が旧承認に係る特定商業施設内において免税販売手続を代理する手続委託型輸出品販売場（財務省令で定める手続委託型輸出品販売場に限る。以下この項において「旧手続委託型輸出品販売場」という。）は、当該承認免税手続事業者が新承認を受けた日に、地区等を特定商業施設とする法第八条第七項の許可を受けた手続委託型輸出品販売場とみなす。この場合において、旧手続委託型輸出品販売場に係る同項の許可は、同日限りその効力を失う。

14 省 略

15 法第八条第七項の許可を受けた事業者は、一般型輸出品販売場につ

3 手続委託型輸出品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る特定商業施設内においてその販売場を移転するときは、その移転する日の前日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 5 6 同 上

7 同 上

一・二 同 上

三 当該事業者が、法第八条第七項の規定により輸出品販売場の許可を取り消され、又は第十項若しくは第十八条の四第七項の規定により承認免税手続事業者若しくは同条第四項に規定する承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

8 5 10 同 上

11 税務署長は、法第八条第七項の処分若しくは第二項の処分又は前二項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

12 同 上

13 第八項の申請書（前項の規定の適用を受けるものに限る。）を提出する承認免税手続事業者が旧承認に係る特定商業施設内において免税販売手続を代理する手続委託型輸出品販売場（財務省令で定める手続委託型輸出品販売場に限る。以下この項において「旧手続委託型輸出品販売場」という。）は、当該承認免税手続事業者が新承認を受けた日に、地区等を特定商業施設とする法第八条第六項の許可を受けた手続委託型輸出品販売場とみなす。この場合において、旧手続委託型輸出品販売場に係る同項の許可は、同日限りその効力を失う。

14 同 上

15 法第八条第六項の許可を受けた事業者は、一般型輸出品販売場につ

き手続委託型輸出品販売場として同条第一項の規定の適用を受けようとするとき、又は手続委託型輸出品販売場につき一般型輸出品販売場として同項の規定の適用を受けようとするときは、新たに同条第七項の許可を受けなければならない。この場合において、同項の規定により新たに手続委託型輸出品販売場又は一般型輸出品販売場の許可を受けたときは、従前の一般型輸出品販売場の許可又は手続委託型輸出品販売場の許可は、その効力を失う。

16 自動販売機型輸出品販売場に係る法第八条第七項の許可を受けた事業者は、当該許可を受けた販売場に設置する指定自動販売機を変更したときは、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

17 法第八条第七項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る一般型輸出品販売場、手続委託型輸出品販売場又は自動販売機型輸出品販売場において同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同条第七項の許可は、同日限りその効力を失う。

18 省 略

(電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例)

第十八条の四 省 略

2・3 省 略

4 前三項に規定する承認送信事業者とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）で、第一項前段の規定により購入記録情報を提供することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けた者という。

一・二 省 略

三 当該事業者が、法第八条第八項の規定により輸出品販売場の許可を取り消され、又は第十八条の二第十項若しくは第七項の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他第一項

き手続委託型輸出品販売場として同条第一項の規定の適用を受けようとするとき、又は手続委託型輸出品販売場につき一般型輸出品販売場として同項の規定の適用を受けようとするときは、新たに同条第六項の許可を受けなければならない。この場合において、同項の規定により新たに手続委託型輸出品販売場又は一般型輸出品販売場の許可を受けたときは、従前の一般型輸出品販売場の許可又は手続委託型輸出品販売場の許可は、その効力を失う。

16 自動販売機型輸出品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた事業者は、当該許可を受けた販売場に設置する指定自動販売機を変更したときは、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

17 法第八条第六項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る一般型輸出品販売場、手続委託型輸出品販売場又は自動販売機型輸出品販売場において同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同条第六項の許可は、同日限りその効力を失う。

18 同 上

(電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例)

第十八条の四 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一・二 同 上

三 当該事業者が、法第八条第七項の規定により輸出品販売場の許可を取り消され、又は第十八条の二第十項若しくは第七項の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他第一項

前段の規定による購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

5 5 9 省 略

(臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認の申請手続等)

第十八条の五 法第八条第十項の承認を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、法第八条第十項の承認をし、又は当該各号に定める要件を満たさなときは、その申請を却下する。

一 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場(法第八条第九項の規定により同条第七項に規定する輸出品物販売場とみなされる同条第九項に規定する臨時販売場をいう。以下この項、次項及び第六項において同じ。)を設置しようとする事業者 当該事業者が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 省 略

ロ 法第八条第八項の規定により輸出品物販売場の許可を取り消され、又は次項の規定により同条第十項の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

ハ 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出品物販売場に係る法第八条第七項の許可を受けている事業者であること。

二 省 略

3 税務署長は、法第八条第十項の承認を受けた事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は臨時販売場における免税販売手続その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該承認を取り消すことができる。

4 省 略

5 法第八条第九項に規定する届出書を提出した事業者は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出

前段の規定による購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

5 5 9 同 上

(臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認の申請手続等)

第十八条の五 法第八条第九項の承認を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、法第八条第九項の承認をし、又は当該各号に定める要件を満たさなときは、その申請を却下する。

一 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出品物販売場とみなされる臨時販売場(法第八条第八項の規定により同条第六項に規定する輸出品物販売場とみなされる同条第八項に規定する臨時販売場をいう。以下この項、次項及び第六項において同じ。)を設置しようとする事業者 当該事業者が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 同 上

ロ 法第八条第七項の規定により輸出品物販売場の許可を取り消され、又は次項の規定により同条第九項の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

ハ 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出品物販売場に係る法第八条第六項の許可を受けている事業者であること。

二 同 上

3 税務署長は、法第八条第九項の承認を受けた事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は臨時販売場における免税販売手続その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該承認を取り消すことができる。

4 同 上

5 法第八条第八項に規定する届出書を提出した事業者は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出

しなければならない。この場合において、同項に規定する期間を七月を超える期間とする変更があつたときは、変更前の期間に限り、同項の規定の適用があるものとする。

6 法第八条第十項の承認を受けた事業者は、当該承認に係る一般型輸出品物販売場若しくは手続委託型輸出品物販売場とみなされる臨時販売場又は自動販売機型輸出品物販売場とみなされる臨時販売場の設置をやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同項の承認は、同日限りその効力を失う。

(課税売上割合の計算方法)

第四十八条 省 略

2 前項第一号に規定する資産の譲渡等には、事業者が行う次に掲げる資産の譲渡は、含まないものとする。

一 法別表第一第二号に規定する支払手段又は第九条第四項に規定する電子決済手段、暗号資産若しくは特別引出権の譲渡

二・三 省 略

3 5 6 省 略

(適格請求書発行事業者の登録申請書の提出期限)

第七十条の二 法第五十七条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する課税期間の初日から起算して十五日前の日とする。

2 法第五十七条の二第二項後段の規定により同項に規定する政令で定める日までに同項の申請書を提出した事業者について、同項に規定する課税期間の初日後に同条第三項の規定による登録(同条第一項の登録をいう。以下第七十条の十二までにおいて同じ。)がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。

(特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類)

第七十条の三 登録を受けようとする法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者は、同条第二項の申請書に財務省令で定める書類を添付して提出するものとする。

しなければならない。この場合において、同項に規定する期間を七月を超える期間とする変更があつたときは、変更前の期間に限り、同項の規定の適用があるものとする。

6 法第九条第九項の承認を受けた事業者は、当該承認に係る一般型輸出品物販売場若しくは手続委託型輸出品物販売場とみなされる臨時販売場又は自動販売機型輸出品物販売場とみなされる臨時販売場の設置をやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同項の承認は、同日限りその効力を失う。

(課税売上割合の計算方法)

第四十八条 同 上

2 同 上

一 法別表第一第二号に規定する支払手段又は第九条第四項に規定する暗号資産若しくは特別引出権の譲渡

二・三 同 上

3 5 6 同 上

(適格請求書発行事業者の登録申請書の提出期限)

第七十条の二 法第五十七条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する課税期間の初日の前日から起算して一月前の日とする。

(特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類)

第七十条の三 登録(法第五十七条の二第二項の登録をいう。次条、第七十条の六第二項及び第七十条の十二第一項において同じ。)を受けようとする法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者は、同

(適格請求書発行事業者登録簿の登載事項等)

第七十条の五 省 略

2 省 略

3 法第五十七条の第二十項第一号に規定する政令で定める日は、同号の届出書の提出があつた日の属する課税期間の翌課税期間の初日から起算して十五日前の日とする。

(適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等の範囲等)

第七十条の九 省 略

2 省 略

3 法第五十七条の四第三項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 前項各号に掲げる課税資産の譲渡等を行う場合

二 法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等に係る同項に規定する税込価額が一万円未満である場合

条第二項の申請書に財務省令で定める書類を添付して提出するものとする。

(適格請求書発行事業者登録簿の登載事項及び公表)

第七十条の五 同 上

2 同 上

(適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等の範囲等)

第七十条の九 同 上

2 同 上

3 法第五十七条の四第三項ただし書に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、前項各号に掲げる課税資産の譲渡等とする。

(消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

附 則

(登録申請書の提出等に関する経過措置)

第十五条 省 略

- 2 五年施行日後に五年消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者(二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定の適用を受けることとなる事業者に限る。)が、五年消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出する場合には、当該申請書に同条第一項の登録を希望する年月日(当該申請書を提出する日から十五日を経過する日以後の日に限る。次項において「登録希望日」という。)を記載するものとする。
- 3 前項の規定により登録希望日から五年消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者について、当該登録希望日後に同条第三項の規定による同条第一項の登録がされたときは、当該登録希望日に同項の登録を受けたものとみなす。

(適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置)

第二十一条の二 二十八年改正法附則第五十一条の二第一項に規定する適格請求書発行事業者の同項の規定の適用を受ける課税期間における新令第二十五条の五第一項第二号及び第七十五条第八項の規定の適用については、同号中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の二第一項」と、同項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の二第一項」とする。

(請求書等の保存を要しない課税仕入れの範囲等)

第二十四条の二 二十八年改正法附則第五十三条の二に規定する政令で定める場合は、五年消費税法第三十条第八項第一号二に規定する課税仕入れに係る支払対価の額が一万円未満である場合とする。

附 則

(登録申請書の提出等に関する経過措置)

第十五条 同 上

二十八年度改正法附則第五十三條の二に規定する事業者が、同條の規定の適用を受ける課税仕入れを行った場合における当該課税仕入れに係る新令第四十六條の規定の適用については、同條第一項第六号中「掲げる課税仕入れ」とあるのは、「掲げる課税仕入れ又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年度法律第十五号）附則第五十三條の二の規定の適用を受ける課税仕入れ」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中消費税法施行令第十八条第二項第二号の改正規定、同令第十八条の二の改正規定、同令第十八条の四第四項第三号の改正規定及び同令第十八条の五の改正規定 令和五年五月一日

二 第一条中消費税法施行令第七十条の二の改正規定、同令第七十条の三の改正規定、同令第七十条の五（見出しを含む。）の改正規定及び同令第七十条の九第三項の改正規定 令和五年十月一日

三 第一条中消費税法施行令第十四条第十四号及び第十五号の改正規定 令和六年四月一日

四 第一条中消費税法施行令第九条の改正規定、同令第十一条の改正規定及び同令第四十八条第二項第一号の改正規定並びに次条及び附則第四条の規定 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日

(電子決済手段の譲渡等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の消費税法施行令（次条において「新令」という。）第九条第一項及び第四項、第十一条並びに第四十八条第二項の規定は、前条第四号に定める日以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等を含む。以下この条において同じ。）及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同法第二条第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）に係る消費税について適用し、同日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び同日前に国内において事業者が行った課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。

(厚生労働大臣の指定に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前に第一条の規定による改正前の消費税法施行令第

十四条の三第一号若しくは第八号又は第十四条の四の規定により厚生労働大臣がした指定は、それぞれ新令第十四条の三第一号の規定により内閣総理大臣がした指定又は同条第八号若しくは新令第十四条の四の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣がした指定とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。